

令和2年第1回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和2年7月30日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○開会及び開議の宣告	3
○広域連合長のあいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○諸般の報告	4
○会期の決定	4
○東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可	5
○選挙第1号	5
○前議長退任のあいさつ	6
○新議長就任のあいさつ	6
○同意第1号の上程、説明、採決	6
○同意第2号の上程、説明、採決	7
○同意第3号の上程、説明、採決	7
○副広域連合長（区の長）就任のあいさつ	8
○副広域連合長（町及び村の長）就任のあいさつ	8
○同意第4号の上程、説明、採決	8
○前監査委員退任のあいさつ	9
○新監査委員就任のあいさつ	9
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10

○副広域連合長（知識経験者）退任のあいさつ.....	1 5
○閉会の宣告.....	1 5
○会議録署名.....	1 7
○議決結果.....	1 9
○議席表.....	2 0

令和2年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

令和2年7月30日 午後2時00分開議

出席議員（31名）

1番	内田直之	2番	押田まり子
3番	吉住はるお	4番	海老澤敬子
5番	田中邦友	6番	鈴木真澄
7番	田島けんじ	8番	伊佐治剛
9番	高久則男	10番	伊藤正信
11番	磯一昭	12番	渡辺かつひろ
13番	明戸真弓美	14番	大田ひろし
15番	小泉純二	16番	平田みつよし
17番	田中寿一	18番	馬場貴大
19番	伊藤幸秀	20番	小美濃安弘
21番	渥美典尚	22番	野島資雄
23番	市川一徳	24番	天目石要一郎
25番	小林憲一	26番	武田まさひと
27番	石居尚郎	28番	清水晃
29番	保谷清子	30番	中村賢次
31番	坂上長一		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	山崎孝明	副広域連合長	武井雅昭
副広域連合長	杉浦裕之	副広域連合長	三ッ木晴雄
総務部長	川上立雄	保険部長	涌田俊幸
総務課長	西谷淳	企画調整課長	高瀬裕介
管理課長	山中一郎	保険課長	中島一浩
会計管理者	南郷一英	代表監査委員	柏崎裕紀

選挙管理委員会
書記長 高瀬 裕介

職務のため出席した者の職氏名

書記長 西谷 淳 書記 鈴木 妙子
書記 安藤 祝子 書記 柳川 栞
書記 岩月 稔将

議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 同意第 1号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 3 同意第 2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 4 同意第 3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 5 同意第 4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第 6 承認第 3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

追加議事日程

- 第 1 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可
- 第 2 選挙第 1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開会

○田中議長 それでは、ただいまから令和2年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は31名です。欠席の通告はございませんでした。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

初めに、広域連合長より発言の申し出がございますので、許可いたします。

山崎孝明広域連合長。

○山崎広域連合長 広域連合長の山崎でございます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。今日は全員の出席だそうございまして、本当にご苦労さまでございます。

令和2年第1回臨時会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの九州や中部地方を襲った豪雨により、多くの尊い命が失われ、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された多くの方々にお見舞い申し上げたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症でございますが、依然として全世界で感染が拡大しており、我が国においても経済の再生に向け社会全体が動き出した矢先、再び感染者数が急増しておりまして、各種の数値等の現状を見れば、もはや第2波が到来したと覚悟を決めて警戒を強める必要があります。今日も既に300人を超したそうございまして、300人を超すのは2度目ということで、非常に緊張感を持って対処していかなければならないと考えているところでございます。この国難とも言うべき事態に対し、私ども自治体行政に携わる者は、国や東京都をはじめとする関係機関とともに、国民・都民の協力を得て全力で対処していかなければならないと考えております。このたびの新型コロナ感染症によって、改めて医療体制や保健所機能、そして、国民皆保険制度の重要性が認識されております。

加えて、超高齢社会を迎えた我が国では、団塊の世代全てが後期高齢者となる2025年問題、その先には第2次ベビーブーム世代が高齢者となり現役世代が急減する2040年問題が控えており、高齢者の公的医療保険を担う当広域連合の役割はさらに重要度を増していると思います。引き続き皆様方のご理解とご支援をいただきながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営を進めてまいり所存でございます。

本日の臨時会では、人事案件4件、専決処分1件を提出させていただいております。ご審議の上、何とぞご同意、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、ごあいさつとさせていただきます。

○田中議長 ありがとうございます。

次に、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、本日お手元に配付いたしました議席表のとおり指定をいたします。

続きまして、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、大田ひろし議員、清水晃議員のお二人をご指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。書記長。

○西谷書記長 それでは、本日議場配付いたしました文書等につきましてご報告いたします。

1つ目は議事日程（第1号）、2つ目が東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表、3つ目が令和2年1月分から6月分までの例月出納検査の結果について、以上3件につきまして、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

ご報告は、以上でございます。

○田中議長 これより、本日お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

（田中邦友議長 退場）

（副議長、議長と交代）

午後2時06分 再開

○渥美副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

暫時私が議長の職務を執行いたします。

追加日程をお配りしますので、そのままお待ちください。

（追加日程第1配付）

○渥美副議長 お諮りいたします。

田中邦友議長から本日をもって議長の職を辞したい旨の願いが提出されました。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○渥美副議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可を議題といたします。

お諮りいたします。

田中邦友議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○渥美副議長 ご異議なしと認めます。

よって、田中邦友議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、田中邦友前議長の再出席を求めます。

(田中邦友前議長 入場)

○渥美副議長 追加日程をお配りしますので、そのままお待ちください。

(追加日程第2配付)

○渥美副議長 お諮りいたします。

ただいま議長が欠けましたので、直ちに議長選挙を行います。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○渥美副議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第2、選挙第1号、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○渥美副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○渥美副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に明戸真弓美議員をご指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○渥美副議長 ご異議なしと認めます。

よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に明戸真弓美議員が当選いたしました。

ただいま当選されました明戸真弓美議員が議場におられますので、口頭をもってこの旨告知いたします。

それでは、ここで田中邦友前議長から退任のごあいさつをお願いいたします。

○田中前議長 それでは、ご指名でございますので、議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきますと思います。

渥美副議長さんをはじめ、皆様方に本当に温かいご協力をいただき、この1年間無事に務めることができました。これもひとえに皆様方の温かいご協力のたまものでありまして、心から感謝を申し上げます。

改めてこの1年間を振り返りまして、1つだけ触れさせていただきたいと思いますが、広域連合議会として専決処分、このことにつきましては、できるだけ避ける努力を引き続きさせていただきたいなと、このお願いでございます。

結びに、東京都後期高齢者医療広域連合議会のますますのご発展と議員各位のますますのご活躍を、そして、目下の新型コロナウイルスの1日も早い終息を皆様方とともにひたすら祈りまして、私の退任の言葉とさせていただきます。この1年間、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○渥美副議長 ありがとうございます。

それでは、明戸真弓美議長、議長席をお願いいたします。

(議長、副議長と交代)

○明戸議長 ただいま田中議長さんの後を継ぎまして、広域連合議会の議長にご推挙いただきました荒川区議会の明戸真弓美でございます。円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様のご協力及びご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き議事を進行いたします。

日程第2、同意第1号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 議案集の1ページをお開きください。

同意第1号についてご説明いたします。

広域連合規約第12条第4項に基づき、区の長から選任しておりました武井雅昭副広域連合長は、令

和2年6月27日に港区長の任期が満了いたしましたので、現在、副広域連合長が欠けている状況でございます。後任につきましては、引き続き港区長に再任された武井雅昭区長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○明戸議長 同意第1号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第1号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○明戸議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、日程第3、同意第2号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 議案集の4ページをお開きください。

同意第2号についてご説明いたします。

広域連合規約第12条第4項に基づき、町及び村の長から選任しておりました河村文夫副広域連合長は、令和2年5月23日に奥多摩町長の任期が満了いたしましたので、現在、副広域連合長が欠けている状況でございます。後任につきましては、町村会会長である杉浦裕之瑞穂町長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○明戸議長 同意第2号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第2号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○明戸議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、同意第3号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 議案集の7ページをお開きください。

同意第3号についてご説明いたします。

広域連合規約第12条第4項に基づき、地方公共団体の運営に関し、知識経験を有する者から選任しております三ッ木晴雄副広域連合長は、その任期が本年8月3日に満了いたします。後任につきましては、大井哲爾前江東区副区長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○明戸議長 同意第3号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第3号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○明戸議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任同意されました武井雅昭副広域連合長と杉浦裕之副広域連合長に入場を求めます。

(武井雅昭副広域連合長、杉浦裕之副広域連合長 入場)

○明戸議長 それでは、武井副広域連合長及び杉浦副広域連合長に順次就任のごあいさつをお願いいたします。

まず、武井副広域連合長からお願いいたします。

○武井副広域連合長 ただいまご紹介をいただきました港区長の武井でございます。

このたびは副広域連合長の再度の選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。副連合長の職責を誠実に務めてまいりますので、引き続き皆様方のご指導、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○明戸議長 続きまして、杉浦副広域連合長、お願いいたします。

○杉浦副広域連合長 ただいまご紹介をいただきました瑞穂町長の杉浦でございます。

このたびは副広域連合長の選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。私もしっかりと職責を全うしてまいります。どうぞご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○明戸議長 ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、日程第5、同意第4号、東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件は、鈴木真澄議員に関することで、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席をお願いいたします。

(鈴木真澄議員 退場)

○明戸議長 本件について、提案理由の説明を求めます。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 議案集の10ページをお開きください。

同意第4号についてご説明いたします。

広域連合規約第16条第2項に基づき、広域連合議会議員のうちから選任されておりました押田まり子監査委員が本年7月29日付で監査委員を退職されましたので、現在、議員選出の監査委員が欠けている状況でございます。後任者につきましては、鈴木真澄議員が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○明戸議長 同意第4号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第4号につきましては、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○明戸議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、鈴木真澄議員の再出席を求めます。

(鈴木真澄議員 入場)

○明戸議長 それでは、ここで押田まり子前監査委員から退任のごあいさつをお願いいたします。

○押田前監査委員 中央区の押田でございます。

監査委員の職を辞職させていただくことになりました。例月出納検査をはじめ多くの箇所の皆様にご協力をいただきまして、無事1年間務めますことができましたことを心から御礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○明戸議長 続きまして、鈴木真澄新監査委員から就任のごあいさつをお願いいたします。

○鈴木監査委員 ただいま監査委員に選任いただきました品川区、鈴木真澄でございます。

監査委員の業務につきましては、どちらの自治体におきましても大変に都民の方の関心も高まってきて、重要な任務となっております。私も皆様のお力添えを賜りながら、しっかりと職責を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○明戸議長 ありがとうございます。よろしくようお願い申し上げます。

次に、日程第6、承認第3号、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 議案集の13ページをお開きください。

承認第3号、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてご説明いたします。

本件は、緊急事態宣言の発出等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る条例改正を速やかに行う必要があり、特に緊急を有するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、令和2年4月22日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことにつきまして、同条第3項の規定により議会にご報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○明戸議長 これより質疑を行います。

承認第3号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

25番、小林憲一議員。

○小林議員 小林憲一です。

それでは、通告に基づき第1回目の質疑を行います。

その1つ目は今回専決処分した理由について伺うものですが、地方自治法第179条第1項の規定に基づきというふうにあります。①普通地方公共団体の議会が成立しないとき、②第113条ただし書の場合において、なお会議を開くことができないとき、③普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、④または議会において議決すべき事件を議決しないとき、このどこに当たるのかということのもう一度説明をお願いいたします。

それから、2つ目、今回の条例改正で傷病手当金支給の対象となるものを新型コロナウイルス感染症により感染した被用者に限定した理由は何か、また、想定している被用者数は事前に約2,400人、給与等収入者の1%と伺っておりますけれども、このことについてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○明戸議長 それでは、答弁を求めます。

企画調整課長。

○高瀬企画調整課長 ご質問にお答えいたします。

まず初めに、専決処分を行った理由についてお答えいたします。

経過といたしましては、国は令和2年3月10日開催の対策本部で、緊急対応策の一環として新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、特例的な財政支援を行うことを発表いたしました。そして、感染した被用者等が休みやすい環境を速やかに整備するため、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に対して、条例改正による傷病手当金支給の検討を要請してまいりました。

国の要請を受けまして、都広域連合においては、区市町村における国保条例の改正の状況や他の広域連合の動向などについて情報収集を行いつつ、4月中の臨時議会の開催に向けた準備を進めてきたところでございました。

こうした中、急激な感染拡大に伴い、4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令され、さらに16日には緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大される事態となったものでございます。

以上のような状況から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、傷病手当金の支給に係る条例改正を速やかに行う必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、正副議長にもご相談の上、各議員宛ての4月17日の事前連絡を経て、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について4月22日に専決処分を行い、同日に各議員宛てにご報告させていただいたところでございます。

次に、傷病手当金支給の支給対象についてのご質問にお答えいたします。

このたびの傷病手当金に関わる国の財政支援の対象は後期高齢者医療制度の被保険者で、給与等の支給を受ける被用者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染または感染が疑われる者とされております。こうしたことから、都広域連合における後期高齢者医療条例の改正におきましても、傷病手当金の対象を国の財政支援の対象である被用者としたものでございます。

次に、被用者数についてのご質問にお答えいたします。

先ほどご発言もございましたが、都広域連合の被保険者のうち給与収入のある方は、令和元年度賦課ベースで約24万人でございます。このうち感染者及びその疑いのある方の発生数については、1%の約2,400人と想定したところでございます。

○明戸議長 小林憲一議員。

○小林議員 2回目の質疑を行います。

今の1番のことについて言えば、先ほど説明では時間的余裕がないというふうにおっしゃったんだけれども、事情を考えれば、緊急事態宣言下でそういう議会を招集することがままならないということではないかなというふうに思います。その辺は理解できますので、そのあたりは結構です。

2つ目なんですけれども、傷病手当金支給の対象を新型コロナウイルス感染症以外の重大な疾病に

についても私は対象にすべきではないかというふうに思うのと、それから、後期高齢者においては比較的多いと思われる自営業者等にも対象を拡大すべきではないかというふうに思いますが、その点、もう一度伺います。

○明戸議長 答弁を求めます。

保険課長。

○中島保険課長 それでは、傷病手当の支給対象疾病についてのご質問からお答えさせていただきます。

傷病手当金支給制度は、いわゆる被用者保険において病気やけがにより労務に就くことができない期間の生活保障を目的として手当金が支給されるものでございます。そのため、大部分の被保険者が被用者ではない後期高齢者医療制度においては、都広域連合も含めいずれの広域連合においても、広く病気やけがによる就労不能に対する疾病等の手当の支給は制度化していないものでございます。

今回の条例改正による傷病手当の支給につきましては、国の新型コロナウイルス対策の一環として、国の要請を受け実施しているものでございまして、対象疾病についても国の財政支援の対象となる新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染の疑いのある方に限定したものでございます。

○明戸議長 企画調整課長。

○高瀬企画調整課長 傷病手当金支給の支給対象についての再度のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための今回の国の特例的な財政措置は、被用者保険における傷病手当金制度の仕組みを基にして、国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者のうちの被用者を対象としたものであり、自営業者等の被用者でない方は財政措置の対象としてはおりません。したがって、今回の改正条例におきましても、支給対象は被用者としております。

なお、都広域連合では、感染拡大防止のためには、被保険者のうちの被用者に限定せず、自営業者等についても国の財政支援の支給対象とすることが望ましいと考えており、財政支援の範囲拡大について全国協議会を通じて引き続き要望していく考えでございます。

○明戸議長 小林議員。

○小林議員 それでは、3回目の質疑を行います。

それで、この傷病手当金支給制度なんですけれども、組合健保や共済健保、それから、協会けんぽなどではもともとある制度です。国保だとか後期高齢者医療については、条例を定めて任意でつくるといことになっていますけれども、やはり私は他の健康保険組合と同じように新型コロナウイルス感染症以外の疾病についても適用される、そういう恒常的な制度として私はつくっていくべきだというふうに意見を申し上げたいというふうに思います。

それから、後段のほうなんですけれども、今おっしゃられたようにこれから国に対しても要望していくということなんですけれども、全国市長会が去る6月30日にまとめた新型コロナウイルス感染症

対策に関する重点提言では、被保険者に支給される傷病手当金に対し、支給対象者の拡大や支給対象額の増額を求めています。この趣旨を踏まえれば、この後期高齢者医療広域連合においても被用者に限定することなく自営業者等にも拡大すべきだというふうに思いますので、その点、ぜひ国にも広域連合として意見を上げていただきたいということを申し上げて、3回目の質疑を終わります。よろしくお願いたします。

○明戸議長 答弁を求めます。

保険課長。

○中島保険課長 先ほどもご答弁いたしました傷病手当の対象疾病についてのお尋ねですが、協会けんぽや組合健保などに制度化されております傷病手当につきましては、先ほど申し上げたとおり病気やけがで労務に就くことができない期間において、事業者から報酬等が得られない場合に生活保障を目的として支給されるものということになってございます。

一方、都広域連合においては、被保険者の大部分が被用者でないことから、他の広域連合と同様に被用者保険のような傷病手当の支給は制度化していないといったところでございます。したがって、今回の条例改正についても、この国の財政支援の対象疾病である新型コロナウイルス感染症に限定して実施しているところでございます。

また、被保険者から広く保険料を頂いて運営しています後期高齢者医療制度において、国の財政支援の対象外の疾病まで拡大し、傷病手当を支給することにつきましては、被保険者間の公平性の観点からもなかなか難しいものと認識してございます。

○明戸議長 以上をもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

承認第3号につきまして2名より通告がございましたので、順次発言を許可いたします。

15番、小泉純二議員。

○小泉議員 承認第3号につきまして、賛成の立場から討論を行うものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、関係機関がそれぞれの立場で感染防止にスピード感を持って取り組んでいかなければならない、そういう状況にあるかと思えます。本案は本来議会を開くべきところではございますが、迅速に対応するために専決処分したものでございまして、賛成するものでございます。

ところで、ご承知のように新型コロナウイルス感染症の感染者は再び急激に増加してございます。早急に医療検査体制を整備、拡充していかなければならない、そういう状況にあるかと思っております。

ところで、報道によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、一般患者の受診控え、また、新型コロナウイルス感染患者受入れに係るコスト増によりまして、経営が大幅に悪化して

いる医療機関が増えてきているようです。これは大病院から町場の診療所、クリニックに至るまでそのような状況にあるというふうに伺ってございます。このままでは、今後の感染拡大に備えた十分な医療体制の確保が困難になるおそれがある、そして、後期高齢者医療広域連合が対象としております後期高齢者に対する地域包括ケアシステム、このシステムの整備もおぼつかなくなる、そのような状況があるのではないかと危惧するところでございます。このために、医療体制を維持するために財政支援を早急に国に求めていく必要があるかと思っております。これに対しては、政府も現在検討を進めているようではございますが、まだ発出されるには至ってございません。

ですので、ぜひ東京都後期高齢者医療広域連合として国に対する要望を出していただきたい、そのように願うものでございます。ぜひよろしくご検討をお願いいたします。

○明戸議長 25番、小林憲一議員。

○小林議員 小林憲一です。

承認第3号、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について、承認の立場で意見を述べます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大という新たな深刻な事態の中で、感染症拡大を防ぎ被保険者の健康を守る今回の傷病手当金支給に関する条例改正は一步前進であり、評価したいと思います。しかし、この対象者を新型コロナウイルス感染症により感染した被用者に限定したことについては、再検討が必要ではないでしょうか。

傷病手当金支給制度は、公的医療保険では組合健保や共済健保、協会けんぽでは必須の制度であるのに対し、市町村国保や後期高齢者医療では任意で条例で定めることによって制度が具体化する仕組みになっています。今回は新型コロナウイルス感染症のみを対象とする条例改正で制度が具体化するわけですが、他の公的医療保険と同様に新型コロナウイルス感染症以外の重大な疾病にも適用を拡大していくべきだと考えます。

また、範囲も被用者に限定したのでは、75歳以上の高齢者においては先ほどの質疑でも明らかになったように圧倒的に数が少ないこととなります。対象の範囲を比較的对象が多いと推定される自営業者等にも拡大することを引き続き検討すべきだと思います。

以上、意見を申し上げて承認の立場での討論といたします。

○明戸議長 以上をもって討論を終結いたします。

承認第3号につきまして、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第3号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○明戸議長 賛成者全員であります。

よって、承認第3号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本臨時会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○明戸議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、本年8月3日をもって任期満了により退任されます三ッ木晴雄副広域連合長よりごあいさつがあります。よろしくお願いたします。

○三ッ木副広域連合長 ごあいさつを申し上げます機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成26年8月4日から3期6年、副広域連合長の職を務めさせていただきましたが、8月3日の任期満了をもちまして退任をさせていただくことになりました。この間、歴代の正副議長をはじめ議会選出の監査委員の先生方、各議員の先生方には大変お世話になりました。皆様から頂戴いたしました温かいご指導、ご支援に対しまして深く感謝を申し上げます。退任のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。(拍手)

○明戸議長 私から一言御礼申し上げます。

三ッ木副広域連合長さんは、私が12年前に初当選した頃の荒川区の副区長さんでありまして、大変その節はお世話になりました。こちらに参りまして少しご一緒できるのかなと思いきや、残念ながらすれ違いということになってしまいました。こちらの広域連合においては3期6年副広域連合長をお務めになったということで、長年のご尽力に心から感謝申し上げます。誠に疲れさまでございました。(拍手)

それでは、これもちまして、令和2年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時46分 閉会

前 議 長 田 中 邦 友

副 議 長 渥 美 典 尚

議 長 明 戸 真 弓 美

署 名 議 員 大 田 ひ ろ し

署 名 議 員 清 水 晃

令和2年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果等一覧

1 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

職名	氏名	所属議会	選挙結果
議長	明戸真弓美 (アケド マユミ)	荒川区議会	当選

2 広域連合長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
同意第1号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月30日	同意
同意第2号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月30日	同意
同意第3号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月30日	同意
同意第4号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	7月30日	同意
承認第3号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	7月30日	承認

東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表

議席番号	所属議会	氏名
1	千代田区議会	内田 直之
2	中央区議会	押田 まり子
3	新宿区議会	吉住 はるお
4	文京区議会	海老澤 敬子
5	墨田区議会	田中 邦友
6	品川区議会	鈴木 真澄
7	目黒区議会	田島 けんじ
8	大田区議会	伊佐治 剛
9	世田谷区議会	高久 則男
10	中野区議会	伊藤 正信
11	豊島区議会	磯 一昭
12	北区議会	渡辺 かつひろ
13	荒川区議会	明戸 真弓美
14	板橋区議会	大田 ひろし
15	練馬区議会	小泉 純二
16	葛飾区議会	平田 みつよし
17	江戸川区議会	田中 寿一
18	八王子市議会	馬場 貴大
19	立川市議会	伊藤 幸秀
20	武蔵野市議会	小美濃 安弘
21	三鷹市議会	渥美 典尚
22	青梅市議会	野島 資雄
23	府中市議会	市川 一徳
24	武蔵村山市議会	天目石 要一郎
25	多摩市議会	小林 憲一
26	稲城市議会	武田 まさひと
27	羽村市議会	石居 尚郎
28	あきる野市議会	清水 晃
29	西東京市議会	保谷 清子
30	檜原村議会	中村 賢次
31	大島町議会	坂上 長一